

○福島町ががんばる地元企業等応援条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、福島町ががんばる地元企業等応援条例(平成28年福島町条例第28号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例の例による。

(助成の対象基準)

第3条 条例第2条第1号に規定する風俗営業とは、次に掲げる事業とする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項及び第6項から第11項までに規定する営業
 - (2) 公序良俗に反するなど、町長が不相当と認めた事業
- 2 条例第2条第10号に規定する資産とは、1点当たり10万円以上のものとする。また、車両は専ら事業の用に供する次に掲げるものを対象とする。
- (1) 専ら事業に使用する車両(フォークリフト、ダンプカー、トラック、クレーン車、油圧ショベル、ブルドーザ、タンク車、し尿収集車、トラックミキサー、ハイヤー、普通自動車、軽四輪自動車、軽トラック、ワゴン車、従業員送迎用自動車(ワゴン車、バス)、観光バス、介護タクシー、霊柩車等)
- 3 企業施設の新設等に当たり、既存施設の解体が必要なときは、その費用を対象とする。ただし、助成額は60万円を上限とする。
- 4 店舗併用住宅等の場合は、対象事業部分と非対象事業部分を見積書等で区分して算出する。ただし、区分することが困難な場合は、延べ床面積で按分し、対象投資額を算出するものとする。
- 5 本条例により助成金を受ける場合、当該事業者が北海道経済構造の転換を図るための企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する条例(平成19年北海道条例第68号)により助成を受けているときは、当該他の助成制度による助成金の額を控除した額とする。

(リース契約の対象基準等)

第4条 条例第3条第1項第1号に規定するリース契約の対象基準は、1件当たり1千万円以上の物件とし、助成対象はリース契約初年度のみのリース料金とする。なお、同一物件の再リース及び残存価格による取得は対象外とする。

(雇用奨励助成金の対象基準等)

第5条 条例第3条第1項第2号に規定する雇用奨励助成金の対象基準等は、次の各号に掲げる要件とする。

- (1) 雇用者給与等(給料・賃金・賞与並びに、これらの性質を有する給与所得として課税される給与)が基準給与等支給額に対する増加促進割合以上になっていること。
- (2) 雇用者給与等支給額は、適用年度の所得の金額計算上損金の額に算入される国内雇用者(役員及びその特殊関係者を除き、当該事業者が雇用者として賃金台帳に記載された者)に対する給与等とする。
- (3) 増加促進割合は、平成26年(平成26年1月1日から平成26年12月31日に開始する事業年)を基準年とする雇用者給与等支給額又は申請する前年度の雇用者給与等支給額のどちらか少ない方の金額(以下、「基準雇用者給与等支給額」という。)と、

平成29年4月1日以降に開始する事業年の雇用者給与等支給額との比較で3%以上とする。なお、基準年は以後5年毎に更新するものとする。ただし、平成29年4月1日以降に事業を開始したときは、次の区分により算定した金額を基準雇用者給与等支給額とみなすものとする。

区 分	基準雇用者給与等支給額
事業開始後1年目	事業を開始した年の雇用者給与等支給額の70%
事業開始後2年目	事業を開始した年の雇用者給与等支給額の80%
事業開始後3年目	事業を開始した年の雇用者給与等支給額の90%
事業開始後4年目以降	本号本則による

(4) 平成27年4月1日から平成29年3月31日までに事業を開始し、前号に規定する基準年と前年度との比較をすることができない場合にあっては、前号の規定にかかわらず、前年度の雇用者給与支給額が確定している場合は基準年の雇用者給与等支給額を、基準年及び前年度のいずれの雇用者給与等支給額が確定していない場合は基準年及び前年度の雇用者給与支給額を、前号ただし書きの規定を準用し、算定した金額とする。

(特別雇用奨励助成金の対象基準等)

第6条 条例第3条第3号に規定する北海道福島商業高等学校の新卒業生は、平成29年3月以降に卒業を迎える者で、それぞれ卒業後1年以内に町内の事業所等に健康保険、厚生年金、雇用保険及び労働災害補償保険（以下「健康保険等」という。）に加入し就労したときとする。

2 事業専従者として雇用する場合は、前項に規定する健康保険等の加入要件を満たさない場合であっても、事業専従者として申請者の事業に従事することを証する書面の提出をもって、対象基準を満たすものとする。

(指定の申請等)

第7条 条例第3条第3項の規定により、助成の指定を受けようとする事業者は、次に定めるところにより町長に提出しなければならない。

助成金名	提出書類	指定申請期限
施設投資助成金	施設投資助成対象指定申請書 (別記第1号様式)	企業施設の新設等に着手しようとする日の1ヶ月前から新設等の完了後1ヶ月以内とする。
雇用奨励助成金	雇用奨励助成対象指定申請書 (別記第2号様式)	事業年度終了日の翌日から2ヶ月以内とする。
特別雇用奨励助成金	特別雇用奨励助成対象指定申請書 (別記第3号様式)	雇用した日の翌日から2ヶ月以内とする。
外国人技能実習生受入助成金	外国人技能実習生受入助成対象指定申請書 (別記第4号様式)	技能実習生を受け入れた日の翌日から2ヶ月以内とする。

- 2 前項の期間内に指定の申請ができなかった場合は、理由書を添付しなければならない。
- 3 町長は第1項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、指定の適否を決定し、指定通知書（別記第5号様式）又は指定不認定通知書（別記第6号様式）により申請者に通知するものとする。

（助成対象施設の表示）

第8条 条例第4条第1項第1号の施設投資助成金を受けた企業施設にあつては、次の区分により助成対象施設であることを表示するものとする。

区 分	表示場所	表示方法								
建物及び備品	正面の一箇所	○容易に剥がれないシール等によること <table border="1"> <tr> <td>事業者名</td> <td>(株)□□□□ 代表取締役 ○○ ○○</td> </tr> <tr> <td>助成年度</td> <td>平成○○年度</td> </tr> <tr> <td>助成金名称</td> <td>福島町がんばる地元企業等応援 条例 【△△△△助成金】</td> </tr> <tr> <td>助成対象施設 の内容</td> <td>●●●● ◆◆◆◆</td> </tr> </table>	事業者名	(株)□□□□ 代表取締役 ○○ ○○	助成年度	平成○○年度	助成金名称	福島町がんばる地元企業等応援 条例 【△△△△助成金】	助成対象施設 の内容	●●●● ◆◆◆◆
事業者名	(株)□□□□ 代表取締役 ○○ ○○									
助成年度	平成○○年度									
助成金名称	福島町がんばる地元企業等応援 条例 【△△△△助成金】									
助成対象施設 の内容	●●●● ◆◆◆◆									
構築物	正面の一箇所									
車両	車両側面の一箇所									

（変更の届出）

第9条 助成の指定を受けた事業者（以下「指定事業者」という。）は、当該企業施設の新設等に係る計画や雇用奨励助成等の変更をしようとするときは、遅延なく申請内容変更届（別記第7号様式）を町長に提出しなければならない。

（新設等の着手及び完成の届出）

第10条 指定事業者は、企業施設の新設等に着手したときは当該着手の日から、指定前に当該企業施設に着手したときは当該指定の日から、それぞれ1ヶ月以内に新設等着手届（別記第8号様式）により町長に届け出なければならない。

2 指定事業者は、企業施設の新設等が完了したときは当該完了の日から、指定前に当該施設の新設等が完了したときは当該指定の日から、それぞれ1ヶ月以内に新設等完了届（別記第9号様式）により町長に届け出なければならない。

3 第1項及び前項の期間内に届け出ができなかった場合は、理由書を添付しなければならない。

（操業等の開始の届出）

第11条 指定事業者は、当該企業施設の操業又は事業（以下「操業等」という。）を開始したときは操業等を開始した日から、指定前に当該企業施設の操業等を開始したときは当該指定の日から、それぞれ1ヶ月以内に操業（事業）開始届（別記第10号様式）により町長に届け出なければならない。

2 前項の期間内に届け出ができなかった場合は、理由書を添付しなければならない。

（助成措置の申請）

第12条 条例第4条第3項の規定により助成の措置を受けようとする指定事業者は、

次の定めるところにより町長に提出しなければならない。

助成金名	提出書類	申請期限
施設投資助成金	施設投資助成金交付申請書 (別記第11号様式)	新設等完了届を提出した翌日から1ヶ月以内とする。
雇用奨励助成金	雇用奨励助成金交付申請書 (別記第12号様式)	第7条第3項の指定通知書決定日の翌日から1ヶ月以内とする。
特別雇用奨励助成金	特別雇用奨励助成金交付申請書 (別記第13号様式)	第7条第3項の指定通知書決定日の翌日から1ヶ月以内とする。ただし、2年目以降は、事業年度終了日の翌日から1ヶ月以内とする。
外国人技能実習生受入助成金	外国人技能実習生受入助成金交付申請書 (別記第14号様式)	技能実習1年が経過した翌日から1ヶ月以内とする。

2 条例第4条第2項に規定する町税等とは、申請時の納期到来分における町税及び使用料等、町に対し納付すべき全てのものをいう。

3 町長は前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、助成の適否を決定し、助成金交付決定通知書(別記第15号様式)又は助成金不交付決定通知書(別記第16号様式)により申請者に通知するものとする。

(特別援助の基準)

第13条 条例第6条第2号に規定する普通財産を無償又は時価よりも低い価格(以下「無償等の貸付」という。)での貸し付けは、次の各号のいずれかに定める場合とする。

- (1) 一定期間において無償等の貸付を行うことにより事業者が安定した企業経営が図られ、もつて町の経済発展に寄与することが期待されるとき。
- (2) 比較的長期に亘る無償等の貸付により、町内の雇用が拡大され、かつ、将来とも経済活動の活性化に寄与することが顕著であると認めうる時。

2 前項において、「一定期間」とは5年以内の期間とし、「比較的長期」とは5年を超える期間とする。

(指定及び助成の承継)

第14条 条例第7条の規定による指定及び助成の承継は、承継の事実が生じた日から、1ヶ月以内に事業承継届(別記第17号様式)を町長に届け出なければならない。

(企業施設の休止又は廃止)

第15条 指定事業者は、当該企業施設を休止し、若しくは廃止したときは、その事由及び休止又は廃止の日を、当該事業を著しく変更したときはその事由及び変更の内容を、それぞれ当該事実が生じた日から1ヶ月以内に操業等休止・廃止届(別記第18号様式)により町長に届け出なければならない。

(誓約書の提出)

第16条 条例第9条の規定による助成の取り消し等について、指定事業者は交付申請に合わせて確認書(別記第19号様式)を町長に提出しなければならない。

(委任)

第17条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、別に町長が定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

別記第1号様式（第7条第1項関係）

施設投資助成対象指定申請書

年 月 日

福島町長 様

申請人 住所 松前郡福島町字
氏名

㊞

福島町がんばる地元企業等応援条例施行規則第7条第1項の規定により、次のとおり助成の指定を受けたいので関係書類を添えて申請します。

A 投資の区分	新設・増設・移転・更新・購入
B 企業施設の所在地	
C 事業者の名称	
D 業種	
E 事業の内容	
F 投資額	円
G 企業施設の整備計画書	別紙のとおり
H 新設等着手年月日（予定）	年 月 日
I 新設等完了年月日（予定）	年 月 日
J 操業（事業）開始年月日（予定）	年 月 日
K 従業員の人数（申請時）	人

(別紙)

企業施設の整備計画書

1 目的及び事業の概要

2 投資額の内訳

区分	規模	金額	備考
建物	m ²	円	
機械及び装置		円	別紙一覧添付
船舶	トン	円	
車両及び運搬具	台	円	
工具、器具及び備品	個	円	別紙一覧添付
その他		円	
合計		円	

3 添付書類

- (1) 法人登記簿謄本及び定款
(個人事業者の場合は住民票及び営業証明書若しくは直近の確定申告書の写し)
- (2) 投資額が確認できる見積書等の写し
- (3) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定による確認済証の写し
- (4) 企業施設の平面図、設備設置配置図
- (5) その他町長が必要と認める書類

別記第2号様式（第7条第1項関係）

雇用奨励助成対象指定申請書

年 月 日

福島町長 様

申請人 住所 松前郡福島町字
氏名

㊞

福島町がんばる地元企業等応援条例施行規則第7条第1項の規定により、次のとおり助成の指定を受けたいので関係書類を添えて申請します。

1 基準雇用者給与等支給額の内訳

A 業種	
B 事業の内容	
C 基準雇用者給与等支給額	千円
D 当年度雇用者給与等支給額	千円
E 増加促進割合 $(D \div C - 1) \times 100$	%

2 添付書類

- (1) 法人登記簿謄本及び定款
(個人事業者の場合は住民票及び営業証明書若しくは直近の確定申告書の写し)
- (2) 基準年度及び当該年度の確定申告書の写し
- (3) 全雇用者の基準年度及び当該年度の賃金台帳(写し)若しくは源泉徴収簿(写し)

別記第3号様式（第7条第1項関係）

特別雇用奨励助成対象指定申請書

年 月 日

福島町長 様

申請人 住 所 松前郡福島町字
氏 名

㊞

福島町がんばる地元企業等応援条例施行規則第7条第1項の規定により、次のとおり助成の指定を受けたいので関係書類を添えて申請します。

1 特別雇用奨励の内訳

A 業種	
B 北海道福島商業高等学校新卒業生雇用人数	人
C 当該年度の給与等支給総額（見込み）	千円

2 添付書類

- (1) 法人登記簿謄本及び定款
(個人事業者の場合は住民票及び営業証明書若しくは直近の確定申告書の写し)
- (2) 新卒業生の卒業証書（写し）若しくは卒業証明書
- (3) 雇用保険資格取得等確認通知書の写し
- (4) 事業専従者であるときは別紙の覚書

(別紙)

特別雇用奨励助成金覚書

年 月 日

福島町長 様

申請人 住所 松前郡福島町字
氏名

印

私は、特別奨励金の助成の指定にあたり、次のとおり事業専従者を雇用することを申請します。

氏名	続柄	生年月日	専従年月日

年 月 日

私は、上記のとおり事業専従者として、申請者の事業に従事することに間違いはありません。

事業専従者 住所 松前郡福島町字
氏名

印

別記第4号様式（第7条第1項関係）

外国人技能実習生受入助成対象指定申請書

年 月 日

福島町長 様

申請人 住 所 松前郡福島町字
氏 名

㊞

福島町がんばる地元企業等応援条例施行規則第7条第1項の規定により、次のとおり助成の指定を受けたいので関係書類を添えて申請します。

1 外国人技能実習生受入助成の内訳

A 企業施設の所在地	
B 事業者の名称	
C 業種	
D 事業の内容	
E 外国人技能実習生対象者数	人
F 外国人技能実習生の国籍	
G 実習受入年月日	年 月 日
H 助成申請予定日	年 月 日

2 添付書類

- (1) 外国人技能実習生対象者名簿（別紙）
- (2) 外国人技能実習生であることを確認できる書類（在留カード等の写し）
- (3) 雇用保険資格取得等確認通知書（写し）

別記第5号様式（第7条第3項関係）

指 定 通 知 書

年 月 日

様

福島町長

㊟

月 日付けで提出ありました指定申請書を審査した結果、適正と認め下記のとおり指定事業者として決定しましたので、福島町ががんばる地元企業等応援条例施行規則第7条第3項の規定により通知します。

記

A 企業施設の所在地	
B 事業者の名称	
C 業種	
D 指定区分	<input type="checkbox"/> 施設投資助成対象指定事業者 <input type="checkbox"/> 雇用奨励助成対象指定事業者 <input type="checkbox"/> 特別雇用奨励助成対象指定事業者 <input type="checkbox"/> 外国人技能実習生受入助成対象指定事業者
E 指定の条件	福島町ががんばる地元企業等応援条例及び同施行規則を遵守すること。
F その他	

別記第6号様式（第7条第3項関係）

指 定 不 認 定 通 知 書

年 月 日

様

福島町長

㊟

年 月 日付けで提出ありました指定申請書を審査した結果、下記の理由により不認定と決定しましたので、福島町がらる地元企業等応援条例施行規則第7条第3項の規定により通知します。

記

不認定の理由

（教示）

- 1 この決定について不服があるときには、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、福島町長に対して審査請求をすることができます。（なお、決定があつたことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、決定があつた日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）
- 2 この決定の取消しを求める訴え（取消訴訟）は、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、町を被告として（訴訟においては町を代表する者は町長となります。）提起することができます。（なお、決定があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、決定があつた日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

別記第7号様式（第9条関係）

申 請 内 容 変 更 届

年 月 日

福島町長 様

申請人 住 所 松前郡福島町字
氏 名

㊞

福島町がんばる地元企業応援条例施行規則第9条の規定により、申請内容の計画を次のとおり変更したいので関係書類を添えて届け出ます。

記

A 企業施設の所在地	
B 事業者の名称	
C 業種	
D 変更の内容	
E 変更の理由	

別記第8号様式（第10条第1項関係）

新 設 等 着 手 届

年 月 日

福島町長 様

申請人 住 所 松前郡福島町字
氏 名

㊞

福島町がんばる地元企業等応援条例施行規則第10条第1項の規定により、指定に係る企業施設の新設等に着手しましたので届出します。

記

A 企業施設の所在地	
B 事業者の名称	
C 業種	
D 新設等着手年月日	年 月 日
E 新設等完了年月日（予定）	年 月 日

別記第9号様式（第10条第2項関係）

新 設 等 完 了 届

年 月 日

福島町長 様

申請人 住 所 松前郡福島町字
氏 名

㊞

福島町がんばる地元企業等応援条例施行規則第10条第2項の規定により、指定に係る企業施設の新設等は、下記のとおり完了しましたので届出します。

記

A 企業施設の所在地					
B 事業主の名称					
C 業種					
D 新設等完了年月日	年 月 日				
E 投資額の内訳	申 請 時		完 成 時		備 考
	区 分	数 量	金 額	数 量	
建物	m ²	円	m ²	円	
機械及び装置		円		円	
船舶	トン	円	トン	円	
車両及び運搬具	台	円	台	円	
工具、器具及び備品	個	円	個	円	
その他		円		円	
合 計		円		円	

別記第10号様式（第11条第1項関係）

操 業 （ 事 業 ） 開 始 届

年 月 日

福島町長 様

申請人 住 所 松前郡福島町字
氏 名

㊞

福島町がんばる地元企業等応援条例施行規則第11条第1項の規定により、指定に係る企業施設の操業等を開始しましたので、下記のとおり届出します。

記

A 企業施設の所在地	
B 事業主の名称	
C 業 種	
D 操業等開始年月日	年 月 日

別記第11号様式（第12条第1項関係）

施設投資助成金交付申請書

年 月 日

福島町長 様

申請人 住所 松前郡福島町字
氏名

㊞

福島町がんばる地元企業等応援条例施行規則第12条第1項の規定により、助成金の交付を受けたいので関係書類を添えて申請します。

記

- 1 対象となる金額（投資額） 円
- 2 申請金額 円
- 3 添付書類
 - (1) 投資額を証する書類（領収書等の写し）
 - (2) 申請時の納期到来分における納税証明書及び使用料等の納付証明書等
 - (3) その他町長が必要と認める書類
- 4 端数計算
申請額に千円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てる

別記第12号様式（第12条第1項関係）

雇 用 奨 励 助 成 金 交 付 申 請 書

年 月 日

福島町長 様

申請人 住 所 松前郡福島町字
氏 名

㊞

福島町がんばる地元企業等応援条例施行規則第12条第1項の規定により、助成金の交付を受けたいので関係書類を添えて申請します。

記

1 雇用奨励助成金申請の内訳

A 業 種	
B 事業の内容	
C 基準雇用者給与等支給額	千円
D 当年度雇用者給与等支給額	千円
E 増加促進割合 $(D \div C - 1) \times 100$	%
F 申請金額 $(D - C) \times 1 / 2$	千円

2 添付書類

- (1) 基準年度及び当該年度の確定申告書（写し）
- (2) 全雇用者の基準年度及び当該年度の賃金台帳（写し）若しくは源泉徴収簿（写し）

3 端数計算

申請額に千円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てる

別記第13号様式（第12条第1項関係）

特別雇用奨励助成金交付申請書

年 月 日

福島町長 様

申請人 住 所 松前郡福島町字
氏 名

㊞

福島町がんばる地元企業等応援条例施行規則第12条第1項の規定により、助成金の交付を受けたいので関係書類を添えて申請します。

記

1 特別雇用奨励助成金申請の内訳

A 業 種	
B 北海道福島商業高等学校新卒業生雇用人数	人
C 当該年度の給与等支給額	千円
D 申請金額 (C × 1 / 2)	千円

2 添付書類

(1) 貸金台帳 (写し) 若しくは源泉徴収簿 (写し)

3 限度額等

申請額の限度額は100万円。申請額に千円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てる

別記第14号様式（第12条第1項関係）

外国人技能実習生受入助成金交付申請書

年 月 日

福島町長 様

申請人 住 所 松前郡福島町字
氏 名

㊞

福島町がんばる企業応援条例施行規則第12条第1項の規定により、助成金の交付を受けたいので関係書類を添えて申請します。

記

1 外国人技能実習生受入助成金申請の内訳

A 企業施設の所在地	
B 事業者の名称	
C 業 種	
D 事業の内容	
E 外国人技能実習生対象者数	人
F 外国人技能実習生の国籍	
G 実習受入年月日	年 月 日
H 対象となる要件を満たした日	年 月 日
I 申請金額（E×30万円）	円

2 添付書類

- (1) 外国人技能実習生対象者名簿（別紙）
- (2) 対象となる雇用者を採用から1年以上雇用していたことを確認できる給与支払い書等の書類
- (3) その他町長が必要と認める書類

別記第 15 号様式 (第 12 条第 3 項関係)

助 成 金 交 付 決 定 通 知 書

年 月 日

様

福島町長

Ⓜ

年 月 日付けで提出ありました助成金交付申請書を審査した結果、
適正と認め下記のとおり決定しましたので、福島町ががんばる地元企業等応援条例施行規
則第12条第3項の規定により通知します。

記

1 決定の種別

施設投資助成金	円
雇用奨励助成金	円
特別雇用奨励助成金	円
外国人技能実習生受入助成金	円

2 交付の予定時期 年 月 日

別記第16号様式（第12条第3項関係）

助成金不交付決定通知書

年 月 日

様

福島町長

⑨

年 月 日付けで提出ありました助成金交付申請書を審査した結果、下記の理由により不交付と決定しましたので、福島町ががんばる地元企業等応援条例施行規則第11条第3項の規定により通知します。

記

不交付の理由

(教示)

- 1 この決定について不服があるときには、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3箇月内に、福島町長に対して審査請求をすることができます。(なお、決定があつたことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、決定があつた日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定の取消しを求める訴え(取消訴訟)は、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、町を被告として(訴訟においては町を代表する者は町長となります。)提起することができます。(なお、決定があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、決定があつた日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

別記第17号様式（第14条関係）

事業承継届

年 月 日

福島町長 様

申請人 住 所 松前郡福島町字
氏 名

㊞

福島町がんばる地元企業等応援条例の適用を受けている企業施設を承継しましたので、同条例施行規則第14条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり届出します。

記

1 事業承継の内訳

A 指定事業者の住所	
B 指定事業者の氏名	
C 承継前の企業施設の名称	
D 承継後の企業施設の名称	
E 承継の年月日	年 月 日
F 承継の理由	

2 添付書類

- (1) 法人登記簿謄本及び定款（個人事業者の場合は住民票の写し）
- (2) 承継の事実を証する書類

別記第18号様式（第15条関係）

操業等休止・廃止届

年 月 日

福島町長 様

申請人 住所 松前郡福島町字
氏名

㊞

福島町がんばる地元企業等応援条例施行規則第15条の規定により、助成金の交付に係る企業施設を休止（廃止）しましたので、下記のとおり届出します。

記

A 指定事業者の所在地	
B 指定事業者の名称	
C 業種	
D 休止（廃止）年月日	年 月 日
E 休止（廃止）理由	
F その他	

別記第 19 号様式 (第 16 条関係)

確 認 書

福島町ががんばる地元企業等応援条例施行規則第 16 条の規定により、次のとおり助成金の交付を申請するにあたり、下記の事項について確認いたしました。

記

- 1 次の場合においては、指定の取消し、助成の停止若しくは既に交付された助成金の全部又は一部の返還を命ぜられることを確認しました。
 - (1) 条例第 3 条の各号に規定する指定基準を欠くに至ったとき。
 - (2) 詐欺若しくは不正の行為により助成を受け、又は受けようとしたとき。
 - (3) 助成の指定若しくは助成金の交付の際に付した条件に違反したとき。
 - (4) 第 4 条第 1 項第 1 号の助成金の交付決定後 5 年以内に事業を休止若しくは廃止したとき、又は休止若しくは廃止の状況にあると認められるとき。
 - (5) 企業施設を当該事業以外の用途に供したとき。

年 月 日

福島町長 様

住 所 松前郡福島町字
氏 名

印